

# 湖北広域だより

令和3年11月 第32号

編集・発行／長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター 業務課  
TEL 0749-62-7143 FAX0749-65-0245 URL <http://www.kohoku-kouiki.jp/>  
構成自治体(令和3年10月1日現在人口) 長浜市 116,087人 米原市 38,235人 合計 154,322人



▲センターホームページ  
QRコード



## クリーンプラントへの毎月第4日曜日と年末のごみ持ち込みが 事前予約制になります

(不燃・粗大ごみ処理施設)

クリーンプラント(長浜市大依町)では、直接持ち込みの件数が年々増加傾向にあり、特に毎月第4日曜日と年末(12月29日、30日)の持ち込みが非常に多くなっているため、搬入道路の渋滞緩和、待ち時間の短縮等を目的として事前予約制を導入するものです。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### ◎事前予約制導入時期

令和3年12月29日(水)、30日(木)  
の年末の持ち込みから

### ◎予約方法

電話で予約してください。

**事前予約専用番号 0749-74-1300**

(令和3年12月1日からご利用いただけます。)

### ◎予約受付日時

#### ①年末【令和3年12月29日、30日】に持ち込まれる場合

令和3年12月1日(水)～令和3年12月24日(金) (土日は除く)

#### ②毎月第4日曜日に持ち込まれる場合 (※12月の第4日曜日は、持ち込みできません。)

持ち込まれる月の1日～第4日曜日の2日前の金曜日まで (土日祝日、年末年始は除く)

【例】令和4年1月23日(日)の第4日曜日に持ち込まれる場合

令和4年1月4日(火)から令和4年1月21日(金)まで(土日祝日、年末年始は除く)に予約してください。

①、②ともに受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

※時間ごとに受付台数が限られているため、ご希望の日時に予約できない場合があります。

### ◎持ち込み可能回数

1世帯につき、  
1日最大2回(台)まで  
予約時にお伝えください。

### ◎予約時に必要な情報

- ① ごみの出た場所の住所
- ② 持込者の氏名、住所、電話番号
- ③ 持ち込み希望時間
- ④ ごみの種類
- ⑤ 持込車両の車種等  
(普通車、軽トラックなど)
- ⑥ その他

### ◎持ち込み時に必要な情報等

- ① 受付番号 (予約時にお伝えします。)
  - ② 持込者の身分証明書 (運転免許証等)
  - ③ ごみの出た場所の住所がわかる書類 (郵便物等)  
(持込者の住所とごみの出た場所が異なる場合)
- ※電話予約時の情報(内容)から持込者等に変更がない場合は、搬入申請書の提出は不要です。  
※予約時間内にお持ち込みください。



まずは、**74-1300**に予約の電話を！

12月29日の持ち込みの  
予約をお願いします。

かしこまりました。予約に必要な  
情報を順番にお聞きします。

予約が完了したら、12月29日の予約  
された時間帯に持ち込んでください。



## ◎注意事項（必ずご確認ください）

- ①事前予約が必要となる日：毎月第4日曜日と年末（12月29日、30日）の持ち込みに限ります。  
※平日は、これまでどおり事前予約なしで持ち込めます。搬入申請書を事前に記入のうえ、お持ち込みください。  
※クリスタルプラザ、伊香クリーンプラザは予約不要ですが、持ち込み時に搬入申請書が必要です。
- ②クリーンプラントへ持ち込めるごみ：長浜市（木之本、余呉、西浅井地域を除く）と米原市から発生した家庭系一般廃棄物の不燃ごみと粗大ごみに限ります。  
※木之本、余呉、西浅井地域から発生するごみは、伊香クリーンプラザへお持ち込みください。
- ③聴覚や言語にしょうがいのある方や外国人の方：ファックス（日本語のみ）で予約可能です。  
前ページの【予約時に必要な情報】とご自宅のファックス番号を記載のうえ、【予約受付日時】の期間にファックスしてください。ファックス番号：**0749-74-3376**
- ④持ち込みできないごみ：処理困難物、産業廃棄物、家電4品目、パソコン等は持ち込みできません。
- ⑤車両の制限：全高3.3m、全長6.5mを超える車両は搬入できません。

少量ごみや処分を急がない場合は、集積所にお出してください。

【問い合わせ先】 長浜市大依町1337番地 クリーンプラント  
0749-74-3377（問い合わせのみ・予約不可）

【事前予約専用番号】 **0749-74-1300**



## たくさんのメッセージありがとうございました

クリスタルプラザでは、管内の小学校4年生を対象としてリサイクル学習を4月から6月まで実施しました。

34校、延べ1,430人の児童が見学に来られ、たくさんのお礼のメッセージをいただきました。

皆さんからのメッセージに職員一同励まされ、日々の業務の糧となっています。

クリスタルプラザで学んだことを忘れずに、今後も「ごみを減らすこと」「ごみの正しい分別」に取り組んでください！



▲みなさんからのメッセージの一部▲

長浜北小学校、長浜南小学校、神照小学校、田根小学校、  
高時小学校、伊香具小学校、米原小学校、坂田小学校、  
伊吹小学校のみなさま、ありがとうございました。

長浜市西上坂町の児童のみなさんから  
コロナ禍でのごみ処理業務に対しまして、感謝と激励の  
意を込めて折鶴をいただきました。  
やさしいお気遣い、ありがとうございました。

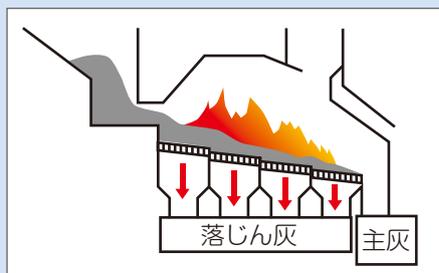


## 落じん灰のリサイクルを始めました

9月から、クリスタルプラザで発生する落じん灰を回収し、そこに含まれる貴金属のリサイクルを始めました。

落じん灰とは、焼却炉内でごみを乗せて可動する床底(火格子)の間から落下する灰のことで金・銀・銅などの貴金属が比較的多く含まれています。貴金属が多いため、有価で売却ができ、同時に灰の処分費用が削減でき、近畿では初の取組みとなります。

今後も更なる資源循環の促進に努めていきます。



▲選別・濃縮後の落じん灰

## センター議会第2回定例会が開催されました

センター議会第2回定例会が令和3年8月26日(木)に開催され、令和2年度一般会計決算認定を含む6議案(うち委員会提出議案1議案)が認定、可決されました。

センター議会の詳細はセンターホームページでも掲載しています。



議案番号	件名	議決結果
議案第9号	令和3年度湖北広域行政事務センター一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第10号	令和2年度湖北広域行政事務センター一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第11号	湖北広域行政事務センター職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第12号	湖北広域行政事務センター火葬場の設置および管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第13号	特定事業契約の変更について	原案可決
委員会提出議案第2号	湖北広域行政事務センター議会会議規則の一部改正について	原案可決

## ごみを施設へ持ち込む際には、『搬入申請書』の事前記入が必要です

センターでは、ごみの越境持込・違法運搬の防止等適正処理のため、7月1日から施設にごみを持ち込む際に『搬入申請書』の提出と本人確認およびごみの発生元の分かる書類(※搬入者と発生場所が異なる場合のみ)の提示が必要になりました。

施設への持ち込みは、引っ越し、大掃除等で一時的に出た大量のごみの持ち込みのみとし、原則は集積所のご利用をお願いします。

やむを得ず施設へごみを持ち込む際には、事前に『搬入申請書』をご記入の上、ご来場くださいますようお願いいたします。

『搬入申請書』については、センターのHPおよびセンター各施設、長浜市・米原市の環境部門窓口を設置しております。



- ▶センターホームページ(<http://www.kohoku-kouiki.jp/>)
- ▶センター各施設：クリスタルプラザ・クリーンプラント・伊香クリーンプラザ
- ▶市役所：長浜市役所環境保全課・各支所 米原市役所自治協働課・各支所

# ■ 新一般廃棄物処理施設整備運営事業について

## 新施設の全体計画

事業期間：令和5年から令和28年3月末日までの23年間  
(供用開始予定：汚泥再生処理センター 令和7年10月)  
熱回収施設、リサイクル施設 令和10年4月)  
事業方式：PFI手法の起債適用BTO方式  
事業内容：施設の設計・建設、運営（維持管理を含む）と現焼却施設の解体業務

## ◆ 新施設に求める要求水準の考え方（方針） ◆

### ◆ 設計・建設に関する考え方

#### ○有機的な連携を持った処理システムの目標

新施設は、熱回収施設（焼却施設、バイオガス化施設）、リサイクル施設、汚泥再生処理センター等を同一敷地に一括整備することで、施設間の有機的な連携を持った総合的な廃棄物処理システムを構築し効率化、コスト削減等を図ることを目指します。

#### ○メーカーへの技術調査

令和2年度に焼却炉メーカーに対して行った技術調査では、センターから施設規模を提示しなくとも、ランニングコスト（発電量を含む）の検討も含めた施設間で廃棄物を連携して処理する各メーカー独自の技術提案を得ることが可能であると検証できました。

#### ○施設整備の方針（要求水準書作成方針）

事業者選定（入札）は、技術調査と同様に施設規模を提示せず、処理する必要があるごみ量およびし尿の量等のみを提示し、民間事業者が独自の廃棄物処理のシステム、処理規模および維持管理運営の方法を提案させ更なる効率化、コスト削減等を図ることを施設整備の方針とします。

### ◆ 運営業務範囲の考え方

#### ▶ 運営業務の概要

- 1) 本施設の持つ基本性能を最大限発揮させ、発生する一般廃棄物の処理を実施します。
- 2) 長寿命化を念頭に、本施設の基本性能を維持することにより、ライフサイクルコストの低減に努めます。
- 3) 安定した稼働を実現し、本施設の安全性を確保します。また、環境負荷の低減に努め、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ます。
- 4) ごみ焼却エネルギーの有効利用や省エネルギーに取り組み、効率的な運営を行います。センターが実施する各種業務に協力します。

#### ▶ 事業者の業務範囲

- 1 運転管理業務：各施設を適切に運転し、その基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守し搬入される処理対象物を適正に処理するとともに、経済的な運転を行う。
- 2 維持管理業務：関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切な処理が行えるよう本施設の基本性能を確保・維持するため、必要となる適切な計画策定と実施により維持管理を行う。
- 3 搬入管理業務：関係法令を遵守し搬入者が安全に搬入できるように搬入管理を行う。
- 4 環境管理業務：排ガス、騒音、振動、悪臭等について、公害防止協定等に関する測定・管理等を行う。
- 5 有効利用業務：本施設で回収される資源化物等の資源化、余剰電力利用による発電業務等を行う。
- 6 情報管理業務：搬出・搬入、運転管理、各種データの管理報告や補修・更新等情報管理を行う。
- 7 防災管理業務：施設の防火・防災管理、緊急時の対応計画作成や訓練の実施等を行う。
- 8 その他関連業務：清掃・植栽管理、除雪・消雪及び見学者対応支援等を行う。

### ◆ 環境学習・啓発機能

#### ▶ 環境学習・啓発機能のコンセプト 3TP

伝える (T)	触れる (T)	考える (T)	実践する (P)
見学施設 展示物 キャラクター イベント	遊具 リサイクル製品 自然	書架 学習スペース 体験学習	修理工房 体験会

- 新施設の基本概念を踏まえた **3TP** [伝える (Tell)] [触れる (Touch)] [考える (Think)] [実践する (Practice)] を体験できる機能を備えた施設とします。
- 見学者・来訪者が何度でも来たくなる施設を目指し、環境意識向上を図る施設を目指します。
- 計画した設備を用いて見学、体験を通じ、学び、考えるプログラムを計画します。

本要求水準は、PFI 法第 5 条に基づくもので、令和 4 年 1 月に公表を予定しています。

センターホームページにて、新一般廃棄物処理施設整備運営事業に関する情報「Topics」を掲載しています。随時更新していますので、ご覧ください。

<http://www.kohoku-kouiki.jp/seibigomi/> / 新ごみ処理場建設状況.html

